

渋川市が発注する建設工事等に係る予定価格事前公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、渋川市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札について、入札及び契約手続の透明性の向上を図るため、予定価格の事前公表を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 予定価格の事前公表の対象は、競争入札に付する全ての建設工事等とする。ただし、建設工事等の性質により事前公表が不相当と市長が認めるときは、公表の対象から除くことができるものとする。

(公表する予定価格)

第3条 事前公表する予定価格は、渋川市契約規則（平成18年規則第49号）第8条の規定により定めた消費税及び地方消費税相当額を含まない価格とする。

(公表の方法)

第4条 予定価格の事前公表は、一般競争入札については入札公告に、指名競争入札については指名通知書に記載して行うものとする。

(入札の方法)

第5条 入札回数は1回とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定による再度の入札は行わない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用する。